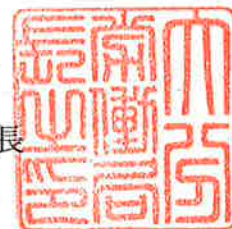


大分労発基 1228 第 3 号  
令和 2 年 12 月 28 日

関係団体の長 殿

大分労働局長



「死亡労働災害多発非常事態宣言」の発令について

平素から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大分労働局では、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 15 日までを期間として「令和 2 年度年末年始無災害運動」を展開し、県内各事業場に対して作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認等を要請しているところです。

しかし、年末年始無災害運動の開始から 25 日間に、産業廃棄物プラントにおける挟まれ、剪定中の樹木からの墜落、フォークリフトのマストと車体の間の挟まれにより、3 人の尊い生命が失われました。これらの死亡災害には、その作業方法の危険性を事前に十分に検討して必要な対策を講じていれば防止できた可能性があるものも含まれています。

さらに、同期間中には、現在調査中のため死亡者数に計上していない災害、機械プラントに巻き込まれ上腕を失った災害など重篤な災害も発生しています。

このような危機的状況に加え、3 年連続で 1 月に死亡労働災害が発生していることから、今般、令和 2 年 12 月 28 日付けで「死亡労働災害多発非常事態宣言」を発令し、年末年始無災害運動の期限である令和 3 年 1 月 15 日を超える同月 31 日まで、県内事業場に対し、年末年始期間中の労働災害防止に係る更なる取組を促すことといたしました。

つきましては、貴職並びに会員におかれましては、新年を機に経営トップ自らが安全の所信表明を行い、社員全員の災害防止に対する意思統一を行う等、自主的な労働災害防止活動への取組をさらに強化していただきますようお願いいたします。

# 死亡労働災害多発非常事態宣言

大分労働局は、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの期間、年末年始無災害運動を展開して県内各事業場に対し作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認等を求めているところである。

しかし、12月25日には2件の労働災害により2人の尊い人命が失われ、年末年始無災害運動の開始以降本日までの間の死亡者は3人に至っている。これは昨年、一昨年の同時期と現時点では同数ではあるが、さらに調査中の死亡事案があるもののほか、機械に巻き込まれたことにより上肢を切断した災害等、重篤な災害も発生している。

また、1月は3年連続して死亡災害が発生しているところであり、現在の死亡災害発生の多発状況から、さらに死亡者が増加することが強く危惧される。

については、「死亡労働災害多発非常事態」をここに宣言し、年末年始無災害運動の期限である令和3年1月15日を超え同月31日までの間、新たに「労働災害による犠牲者をこれ以上出さない」との決意を労使はじめ関係者が共有し、実効ある労働災害防止対策を行うよう強く求める。

令和2年12月28日

大分労働局 局長 坂田善廣

# 「死亡労働災害多発非常事態宣言」発令要綱

## 1 趣旨

大分労働局は、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの期間、年末年始無災害運動を展開して県内各事業場に対し作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認等を求めてきた。

しかし、12月25日には2件の労働災害により2人の尊い人命が失われ、年末年始無災害運動の開始以降、本日までの間の死亡者は3人に至っている。これは昨年、一昨年の同時期と現時点では同数であるが、さらに機械に巻き込まれたことにより上肢を切断した災害等、重篤な災害も発生している。

1月は3年連続して死亡災害が発生しているところであり、現在の死亡災害発生の多発状況から令和3年1月には更に死亡者が増加することが強く危惧される。

ついては、「死亡労働災害多発非常事態」を宣言し、年末年始無災害運動の期限である令和3年1月15日を超え同月31日までの間、新たに「労働災害による犠牲者をこれ以上出さない」との決意を労使はじめ関係者が共有し、実効ある労働災害防止対策行うこととする。

## 2 発令日 令和2年12月28日（月）

## 3 死亡労働災害多発非常事態宣言に基づく対応

### （1）労働局及び各労働基準監督署の取組

#### ア 非常事態宣言の周知、広報

- ・事業者団体、災害防止団体に対する要請及び団体会員事業場への周知
- ・マスメディアを通じた県内全域への広報及び周知
- ・大分労働局ホームページへの掲載を通じた広報及び周知

### （2）各事業場の取組

#### ア 令和2年度年末年始無災害運動実施要領に基づく取組

- ・実施要領における事業場の実施事項19項目の徹底



Safe Work OITA 令和2年度

# 年末年始無災害運動

実施要領

12月1日 ▶▶▶ 1月15日

## 1 趣旨

大分県内における労働災害は長期的には減少しているものの、近年減少傾向は鈍化している状況にある。令和元年は休業4日以上死傷者は4年ぶりに減少したものの、死亡者は16人と、前年から大幅に増加した。

また、あらゆる産業で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年（10月末現在）の労働災害発生の状況を見ると、飲食店、ホテル・旅館、レジャー施設など、休業や営業自粛を余儀なくされた業種で減少している一方で、最前線で感染症に対応している医療機関や、日用品等の物流需要が急増した陸上貨物運送事業などでは、前年同期を上回る災害件数となっている。

今後は、感染症対策を徹底しながら、「新しい生活様式」の下で、労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが必要となる。

感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなる。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

**きっちり確認 ゆっくり休息**

**しっかり準備 年末年始無災害**

を標語として展開することとする。

**2 実施期間** 令和2年12月1日から  
令和3年1月15日まで

**3 主唱者** 大分労働局

**4 実施者** 県下各事業場  
労働災害防止団体  
事業者団体  
公共建設工事発注機関

## 5 主唱者の実施事項

- (1) 労働局長による安全パトロール（12/3）
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体、公共工事発注機関に対する文書要請
- (3) 労働災害防止団体等との合同安全パトロール
- (4) ホームページ、報道機関等を通じての周知
- (5) リーフレット、のぼり等の頒布
- (6) 集中的な監督指導、安全パトロール

## 6 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の会員事業場への周知、徹底
- (2) 各種労働災害防止用リーフレット、のぼり等の配付
- (3) 安全大会の開催や安全パトロール

## 7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 「令和2年7月豪雨」に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (14) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (15) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (16) 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導などの実施
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



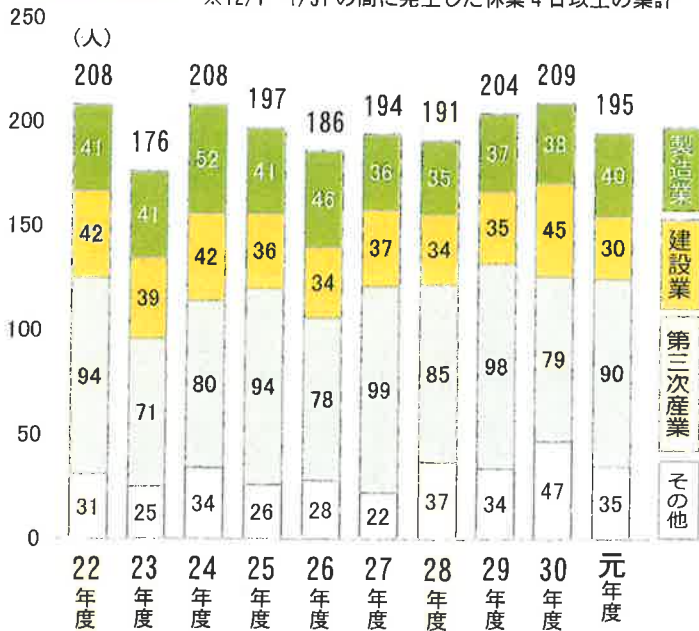
# 大分県の労働災害発生状況

※出典は労働者死傷病報告  
及び死亡災害報告。

過去10年

## 年末年始の労働災害 | 全産業

※12/1~1/31の間に発生した休業4日以上の集計



年末年始の死傷者数は、毎年200人前後で推移しており、減少傾向はみられません。

過去10年

## 月別死亡労働災害 | 全産業



過去10年の年末年始期間中、労働災害により29人の方が亡くなっています。

12月は1年の中で、最も多く死亡労働災害が発生しています。

令和2年

## 死亡労働災害一覧 | 全産業

※令和2年11月10日現在

No.	発生月 時間 業種	性別	職種	経歴	事故の型 起 因 物	災害発生状況
1	1月 11時台 水産業	男	作業員	10年	おぼれ 水	湾内で養殖魚の給餌作業中に時化となったため、作業を止めて漁港へ帰港していたところ、操縦していた船のエンジンが停止し、海岸に座礁した。その後、行方不明となったもの。
	2月 8時台 林業	男	作業員	5年	はさまれ、巻き込まれ 伐木等機械	木材伐出現場において、木材グラブ機を用いて作業中、当該機械を後進させたところ、その後方で作業を行っていた被災者が、当該機械にひかれたもの。
3	2月 7時台 道路貨物運送業	男	運転手	16年	飛来、落下 木材、竹材	貨物自動車に積載していた木材を荷下ろしするため、荷締め機で固縛したワイヤーロープを外したところ、荷台から木材2本が落下し、頭部を直撃したもの。
	5月 16時台 金属製品製造業	男	クレーン運転士	6年	崩壊、倒壊 クレーン	引込みクレーン（つり上げ荷重 300t）の走行中に、当該クレーンが走行レールのエンドストッパーに激突した衝撃で、運転士が搭乗していた運転席を含む上部構造部分が倒壊したもの。
5	6月 15時台 その他の建設業	男	作業員	36年	崩壊、倒壊 掘削用機械	ドラグ・ショベルで電柱（約 10m）を引き抜いたところ、電柱に巻き付けた導きロープを持っていた被災者に電柱が直撃したもの。
	7月 16時台 清掃・畜産業	男	作業員	10年	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	産業廃棄物中間処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見された。翌日、熱中症により死亡したもの。
7	8月 15時台 小売業	男	営業	18年	おぼれ その他の装置、設備	塗装工場の廃液タンク（外寸 5.4m×26.3m×3.5m）の上で作業をしていたところ、点検口（0.6m×0.6m）から廃液タンク内に墜落し、おぼれたもの。
	9月 9時台 その他の建設業	男	配管工	32年	転倒 通路	圧力容器の配管（塩ビ管、内径 40 mm）のうち、高さ 2.25mの位置にある逆止弁の取り替え作業を行っていたところ、心肺停止状態で床面に倒れているところを発見されたもの。
9	10月 13時台 港湾運送業	男	運転手	28年	交通事故（道路） トラック	トレーラーで、自動車専用道路 I C 内の交差点に右折進入したところ、曲がり切れず、道路左側の防護壁に衝突し、約 10m 下の県道にトレーラーとともに転落したもの。